

【登壇による質問】

最初に、『「社会教育・体育施設等」の管理業務における民間委託の現状と今後について』であります。

「官から民へ」の行政改革を反映し、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年 6 月に地方自治法の一部改正する法律が公布され、9 月施行に伴い、地方公共団体の公の施設を民間事業者が管理できるよう指定管理者制度が導入されました。

当町においては、平成 18 年度から、集会所、共同利用施設、駅前広場、老人憩いの家、福祉作業所、公園、社会体育施設が、平成 19 年度には、温水プール、テニスコート、サッカー場等の指定管理者の導入が実施されました。また、平成 20 年 4 月から光 B&G 海洋センターと光しおさい公園において、議会の議決を得て、指定管理者制度が導入されました。そして、指定管理者は、今年度で 3 年の契約期限が終了することとなります。また、一方では、横芝光町共同利用施設及び社会体育施設管理業務委託事業者が決定し、10 月 1 日から業務の遂行がされることとなります。

そのようなことから、今後のことを勘案し、次の 7 点について伺います。

- (1) 指定管理者制度と管理業務委託の棲み分けの基準は、どのようになっているのか。
  - (2) 民間委託等の種類と実施主体は、どのようになっているのか。
  - (3) 指定管理者制度導入における、利用者数（個人・団体）と経費節減などの運営状況について、過去 3 ケ年の実績はどうか。
  - (4) 「社会教育、体育施設等」の定期的な管理運営の点検について、どのようにされているのか。
  - (5) 「社会教育、体育施設等」の民間委託の住民サービス評価を、どのような方法で行っているのか。
  - (6) 指定管理者制度と管理業務委託の今後の課題は、どのようなものがあるのか。
  - (7) 今後、新たな管理業務委託導入への検討についてのお考えがあるのか。
- 以上について伺います。

次に、『主要施策と健全な財政運営の取組みについて』

8 月 9 日に財務省は、国の借金残高が 6 月末で 1008 兆 6281 億円になり、初めて 1 千兆円の大台を超えたと発表しました。

これは、年間の国内総生産（GDP）のほぼ 2 倍に達し、国民 1 人あたり約 800 万円の借金を抱えている計算になるようです。

また、麻生太郎副総理・財務・金融相は、財政健全化について、「2015 年度に基礎的財政収支の赤字を半減し、20 年度に黒字化する目標である」と述べ、国際公約を重視する姿勢を示したといわれます。

さて、横芝光町の平成 25 年度一般会計の歳入に占める町税や繰入金や諸収入などの自主財源の割合は 39.9%、依存財源の割合は 60.1%であり、うち地方交付税が 28.6%、町債は 11.4%であります。その地方交付税の振替えとして発行される臨時財政対策債が 1 億円減額見込のため、財政調整基金から 5 億円の取崩しとなっております。また、先に発表された財政推計によると、平成 25 年度から繰越金を含んでいない歳入歳出の合計は赤字に転落し続くこととなります。一方では、合併算定替えが平成 32 年度に終了する予定です。このような大変厳しい財政状況下において、町民ニーズに対してどのように取り組んで行くのか。また、借金を次世代に残さないため、健全な財政運営をどのように取り組んで行くお考えなのか、次のことについて伺います。

(1) 公共施設の老朽化に伴う、維持・修繕や長寿命化の見通しと財源の裏付けのお考えを伺います。

(2) 次に、「東陽病院の医療機器整備等」や「デマンド交通システム導入」、また「道の駅構想」などの見通しと財源の裏付けについて伺います。

以上、登壇による 1 回目の質問といたします。